

自然環境保全基礎調査マスタープランの策定について

- ・ 自然環境保全基礎調査マスタープランについて
- ・ 「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」について
- ・ 総合解析方針について

自然環境保全基礎調査マスタープランと総合解析（背景・経緯・枠組）

- 1973年に自然環境保全基礎調査が開始され約50年。この50年間で、人口増加・経済成長期を経て、人口の減少・高齢化、経済の国際化・成長鈍化等、我が国の社会構造も大きく変化。
- これまで果たしてきた自然環境に係る「科学的な基盤情報」としての役割を維持しつつ、我が国の自然環境・社会が直面する様々な課題の同時解決につながるネイチャーポジティブの実現に向け、合理的な根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進に資する基盤情報として一層活用されるよう、中長期的な視点から、今後の基礎調査の実施に必要な基本方針・調査計画等を検討。
- 生物多様性情報の相互利用・共有化を推進するため、自然環境調査で取得されたデータの取り扱い（オープンデータ化、推奨される標準データ形式、データ連携等）の「道しるべ」となるガイドラインを策定。
- また、これまでの調査データや他調査のデータ、社会的データを用いて総合的な解析を実施。

マスタープラン

- ◆ 目的：2023年度から新しい枠組みで実施する基礎調査の実施に必要な基本方針を示す
- ◆ 計画期間：2023－2032年度（10年）
- ◆ 構成：
 1. プランの目的
 2. プランの期間
 3. 基礎調査のあり方（役割・調査設計の考え方）
 4. 調査計画（調査項目と優先度・スケジュール）
 5. 調査成果の情報発信（基本的考え方・発信方法）
 6. とりまとめ方針（中間評価、とりまとめ）
- ◆ ボリューム感等：20ページ程度。
 - 行政と有識者の意見・考えが盛り込まれ、担当者の交代後も理解できるようエッセンスを掲載。
- ◆ 付属資料
 1. 本プランで実施する調査の実施設計に対する与件
 2. 自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン



検討結果を双方向で、マスタープランの内容や解析テーマ選定等に反映



解析結果に基づく優先ニーズや課題（データギャップ等）を中間評価でフィードバック

総合解析方針

- ◆ 目的：2023年度から実施する総合解析の実施方針を示す
- ◆ 実施期間：2023－2025年度（3年）
- ◆ 構成：
 1. 総合解析の目的
 2. 実施期間
 3. 基本的考え方（基本方針、対象とする範囲等）
 4. 解析の枠組み（テーマおよび手順）
 5. アウトプット（結果の発信・活用方法）
 6. 使用データ（使用できる／収集の必要があるもの）
- ◆ 解析：50年間の基礎調査成果をベースに他の自然・社会学的な調査データも援用し総合的に解析を実施。
- ◆ 付属資料
 1. 解析テーマの詳細
 2. 使用データの詳細

自然環境保全基礎調査マスタープランのポイント

これまで

基礎調査50年に及ぶ調査は、その時々で必要なものを実施し、アセス等で活用



50年間の社会構造の変化に伴うニーズ等の変化

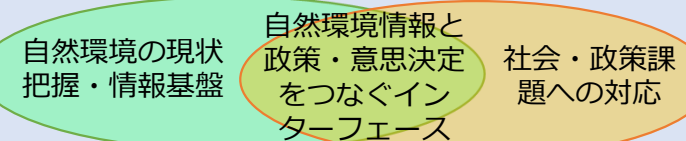
- ・人口減少、高齢化、経済成長鈍化
- ・里地里山の手入れ不足
- ・外来種の生息地拡大
- ・再エネ推進 など

自然環境や社会構造の変化に伴う新たな課題に対応した調査・データ整備が必要

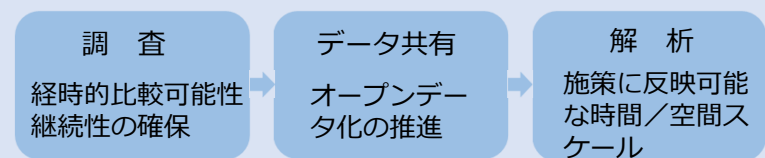
自然環境保全基礎調査マスタープランの策定

- ・今後10年（2023年～2032年）の調査の考え方、スケジュール案を提示
- ・**即時性**を高めた情報発信と非デジタル情報の**デジタル可動化**に向けて新機軸の調査を設定
- ・「**自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン**」を策定し、オープンデータ化等による情報提供の基盤・体制や相互の利活用の充実・強化を推進

基礎調査の役割



調査設計の考え方



今後

**ネイチャー
ポジティブ
の実現**

一般向け媒体 (例:アトラス, 図表集等)
集計・解析結果 (例:調査報告書等)
オープンデータ (例:自然環境調査Web-GIS, いきものログ等)
既存の支援ツール (例:EADAS)

一般	普及啓発	例:教科書、メディア
国 自治体	施策立案の支援 (Evidence-based Policy Making: EBPM)	例:国家戦略指標、地域戦略各計画、JBO等
研究者等 コンサル 企業	自然環境情報の幅広い活用	例:学会/学術論文、環境アセスメント等

ニーズを踏まえた実現性のある調査の実施、**わかりやすく使いやすい生物多様性情報の整備と発信**
→調査成果のさらなる活用の推進



1. 背景・位置づけ

- 自然環境保全法第4条に基づき実施される**自然環境保全基礎調査**は、調査開始（1973年）から50年、**我が国の自然環境・生物多様性保全の情報基盤**として重要な役割を担ってきた
- 社会構造の変化等に伴い、我が国の自然環境・社会が直面している様々な課題に対し、合理的な根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進に資する自然環境の基盤情報としてさらなる活用促進が必要
- 基礎調査の実施に必要な基本方針・調査計画等を定めた**自然環境保全基礎調査マスタープラン 令和5～14（2023～2032）年度**を策定
- 生物多様性国家戦略2023-2030に位置づけ

2. ポイント

- 成果活用二ーズ、調査実績、他機関調査との類似性、調査実施の観点から**従来の調査項目を見直し、調査項目の優先度付けと最適化を図った**
- 従来どおり動植物分布、陸域・陸水域・海域の生態系概要、自然景観資源等の幅広い現状把握を目的としつつ、**社会情勢や二ーズの変化に対応し、かつ実現性の高い調査計画**とした

3. 構成

- 基礎調査のあり方では、**調査の役割、調査設計の考え方**を提示
- 調査計画では、**今後10年（2023年～2032年）の調査の考え方、スケジュール案**を提示
- 即時性**を高めた情報発信と、非デジタル情報の**デジタル可動化**に向けて新機軸の調査を設定（**衛星植生速報図、生物多様性情報収集調査**）
- 調査成果の情報発信では、生物多様性情報の取扱いの指標となる「**自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン**」を策定し、**オープンデータ化やウェブAPI連携等**による情報提供の基盤・体制や相互の利活用の充実・強化を推進
- とりまとめ方針では、進捗状況評価と見直しを図る**中間評価（2027年度）**と、**とりまとめ（2031～2032年度）**による総括と調査成果活用状況レビュー、次期計画への反映に向けた検討方針を示した

本プランにおいて実施する調査スケジュール案

大区分	小区分	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
とりまとめ(総合解析含む)		総合解析（3カ年）					中間評価				とりまとめ・次期計画検討（2カ年）
①種の分布調査	哺乳類						調査実施（4カ年）				
	両生類・爬虫類					調査実施（4カ年）					
	昆虫類	調査実施（4カ年）									
	淡水魚類	調査実施（R4～4カ年）									
	陸産及び淡水産貝類									調査実施（3カ年）	
②生態系調査	植生	調査設計検討・準備		更新実施（10カ年）							
	衛星植生速報図	調査設計検討・準備		調査実施（5カ年）						調査実施（5カ年）	
	海岸		調査実施（3カ年）								
	干潟		調査実施（3カ年）								
	藻場						調査実施（3カ年）				
	サンゴ礁					調査実施（5カ年）					
	巨樹巨木林	毎年実施									
③生物多様性情報収集調査	基礎情報収集・整備	毎年実施									
	いきもの全般	毎年実施（いきもののログの運用を含む）									
備 考			(JBO4・生物多様性 国家戦略中間評価)	(30by30中間評価)		(JBO5・生物多様性 国家戦略中間評価)		次期生物多様性国家戦略策定※			

- 「(1) 本プランで実施する調査の考え方」において優先的に調査実施を検討(◎)とした項目を示した。
- 「(1) 本プランで実施する調査の考え方」において、◎の調査に組み込んで実施を検討(○)とした項目については「付属資料1. 本プランで実施する調査の実施設計に対する与件」で整理した。
- 令和5~14(2023~2032)年度の10年間分を記載しており、その前後をまたぐ期間は上記表には記載していない(淡水魚類、衛星植生速報図、毎年実施の調査項目)。植生調査に組み込んで実施する特定植物群落の成果は、植生調査の成果に合わせて適時整理し公表する。

※「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に次ぐ2031年以降の世界目標が策定された際、それを受けた次期生物多様性国家戦略を策定する予定であり、策定期間は未定。

国家戦略2023-2030の基本戦略と指標との関係性・位置づけ

生物多様性国家戦略 2023-2030

【基本戦略1】

生態系の健全性の回復

🔗 状態目標1-1

【基本戦略5】

生物多様性に係る取組を支える基盤
整備と国際連携の推進

🔗 状態目標5-1

🔗 行動目標5-1、5-2

様々なセクターでの利活用と、様々な主体の連携促進

🔗 状態目標5-1

学術研究（研究機関）



- ・学会/学術論文等
- ・他研究や事業連携

行政政策（国、地方自治体）



- ・気候変動影響評価書
- ・生物多様性地域戦略策定
- ・生物多様性の評価（JBO）
- ・保護区域の抽出選定、RDB、外来種対策、EADAS・REPOS等

企業・民間団体



- ・環境アセスメント
- ・民間調査
- ・地図アプリ、等

成果の発信・公開

🔗 行動目標5-2

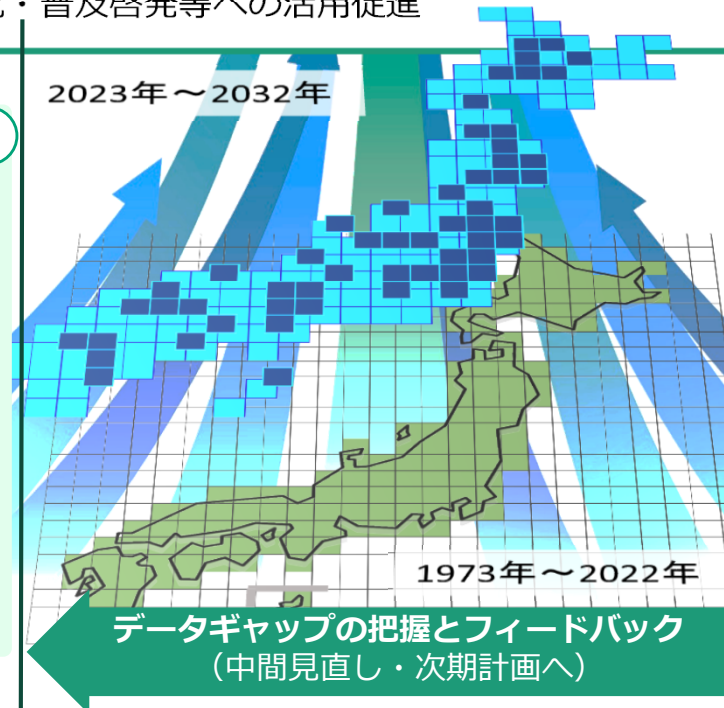
- ・EBPMに基づく施策立案・対策実施への貢献
- ・**生物多様性情報ガイドライン**を踏まえたデータの相互利用の促進（共通のデータ記述様式、オープンデータ、API連携等）
- ・利用者層・目的を想定した発信と調査研究・普及啓発等への活用促進

マスタープランに基づく 調査の実施（2023～2032）

🔗 行動目標5-1

- ・ニーズに即した調査データ（基盤情報）の更新 例）動物分布調査など
- ・即時性・速報性を高めた情報の整備、発信 例）衛星植生速報図など
- ・生物多様性情報等を収集し「いきものログ」等を活用したデータの保管・管理（生物多様性情報収集調査）

2023年～2032年



データギャップの把握とフィードバック
（中間見直し・次期計画へ）

50年間の蓄積データを用いた**総合解析**の実施（2023～2026）

🔗 行動目標5-1

- ・過去50年間の基礎調査成果をベースに、**自然環境の現状・変化を示し、基礎調査データの利活用を広げる**という基本的考え方の下に、**4つの枠組み**（生物多様性の状態、危機要因・影響、対策・取組、対策の検証・分析）で**22テーマ**の解析を実施

- マスタープランの付属資料として、自然環境調査で取得される生物多様性情報に係るデータの取扱い、とりわけ、**オープンデータ化、推奨される標準データ形式、データ連携等を進めるための道しるべ**となる考え方を示した
- 本ガイドラインを踏まえ、自然環境保全基礎調査マスタープランに基づき実施する基礎調査などの自然環境調査で取得される**生物多様性情報の集積・提供・データ連携を推進**

1. はじめに

1.1. 背景と位置づけ

1.2. 基本的な考え方・作成の意義

①オープンデータの原則、②共通のデータ記述フォーマット

2. オープンデータ

- ・ 商用、非商用問わず、誰でも自由に複製、加工、頒布できるデータ
- ・ 政府方針として行政データは原則オープンデータ化が求められる

- ・ 生物多様性センター実施の自然環境調査で取得される様々な生物多様性情報に関し、オープンデータの原則や共通のデータ記述フォーマットの考え方を示し、参照した主体が活用しやすいものを目指した。
- ・ 公表後も順次バージョンアップ予定。

3. 情報の整備

3.1. 適切なライセンスの設定

3.2. データ記述フォーマットについて

- ・ 共通のデータ項目や記述フォーマットを利用することでデータの利用性が向上し連携が可能
- ・ Darwin Core（生物多様性情報を扱う主要な概念を整理してその記述方法を定めた語彙）を基本としたデータ記述フォーマットの推奨

3.3. 留意事項

- (1) 位置情報 : 何が”どこで”確認・採集されたのかの位置情報（緯度経度など）は重要な要素の一つ
- (2) 希少種情報の扱い : 取得された希少種に関する地理情報の公開の可否は慎重に考える必要
- (3) 生物名について : 自然環境調査をまとめる際には、適切な典拠資料に従って入力することが望ましい

4. 情報発信

- ・ 生物多様性情報は公開を前提とし、データ整備後は積極的かつ速やかに公開することが重要
- ・ 公開プラットフォームを持つ外部のネットワーク（JBIFやJ-OBIS等）に参画する方法がある
- ・ 「いきものログ」を活用することで、利用可能な媒体を持たない者・組織でも生物多様性情報の蓄積、公開が可能

自然環境保全基礎調査の総合解析方針

- 50年間の基礎調査成果をベースに他の自然・社会的な調査データも援用し総合的に解析。
- 日本全体の自然環境の現状や変化状況・傾向を分かりやすく体系的にとりまとめる。

1) 実施期間

令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの3年間で実施

2) 基本的考え方

以下2つの基本的考え方に基づき各テーマの解析を実施

- ①日本の自然環境の現状と変化を示す ②基礎調査データの利活用の可能性を広げる

3) 解析の枠組み（テーマ及び手順）

各テーマを以下の4カテゴリに分けて分類

A. 生物多様性の状態、B. 危機の状況、C. 対策・取組の状況、D. 対策の検証と分析

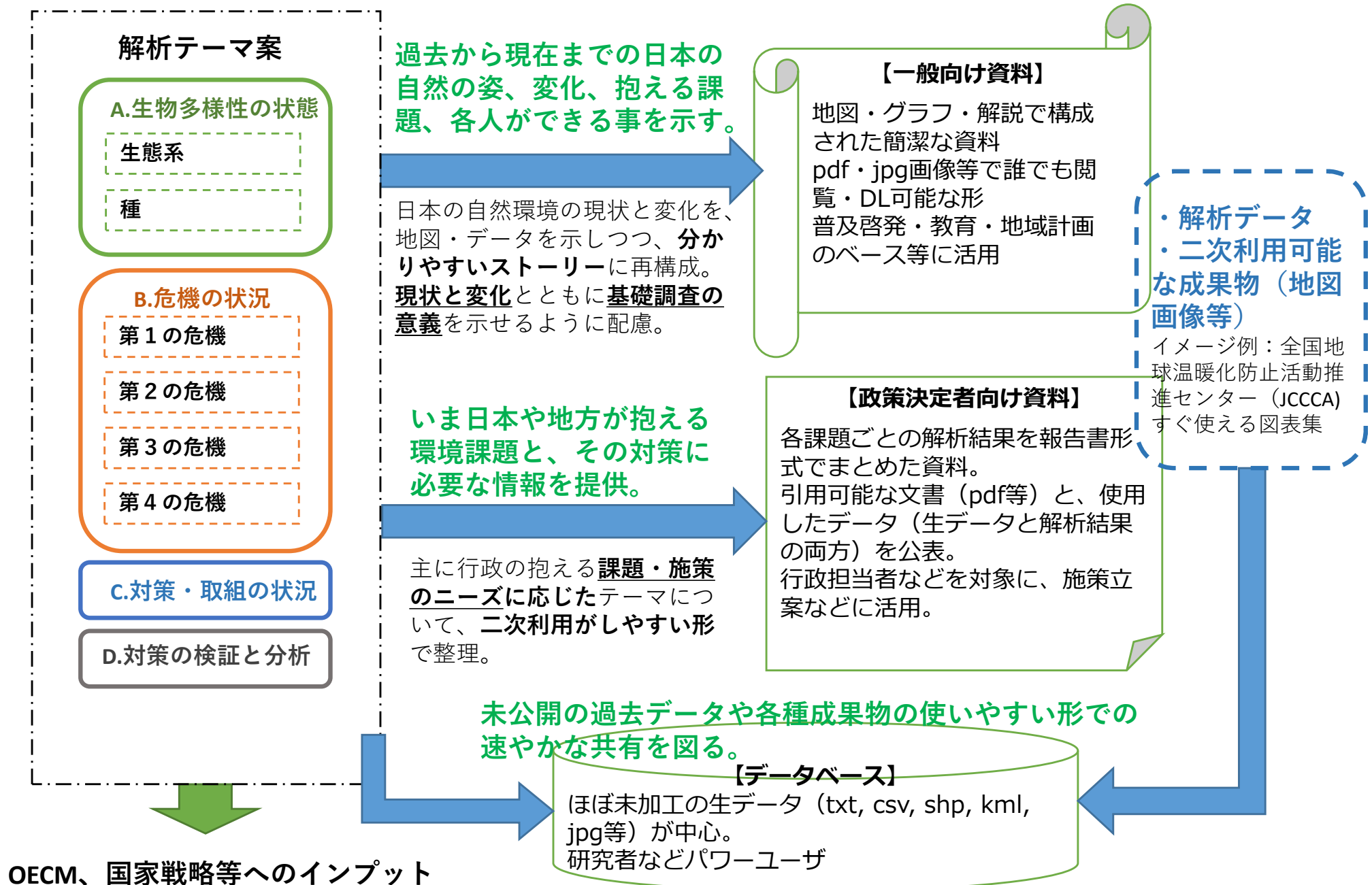
4) アウトプット

- ・ ①一般向け資料、②政策決定者向け資料、③データベース、のアウトプットを設定
- ・ 3) と4) を踏まえて、解析テーマ名、解析内容・手法の概要、想定されるアウトプット、優先テーマ、詳細（テーマの考え方、データ、具体的手順等）を付属資料1に整理

5) 使用データ

基礎調査のうち今回新たに電子化や修正を行う必要があるもの、外部から入手するデータのうち入手の手続きや加工に留意が必要なものについて、その手順や作業上の留意点を付属資料2に整理

総合解析のアウトプット



基礎調査のデータベース(J-IBISやいきログ等)において、他のデータベースとの共通フォーマットで公開。